

(仮称) 天竜風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 4 月

J R 東日本エネルギー開発株式会社

目 次

第1章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	1
(4)	縦覧期間	4
(5)	縦覧者数	4
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	5
(1)	公告の日及び公告の方法	5
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	5
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	5
(1)	意見書の提出期間	5
(2)	意見書の提出方法	5
(3)	意見書の提出状況	5
第2章	環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。なお、縦覧期間中に発出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けて、縦覧期間を1か月間延長し、通算2ヶ月縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年1月13日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和3年1月13日（水）付 中日新聞、静岡新聞
※令和3年1月30日（土）、31日（日）に開催予定であった説明会についての公告を含む（新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けて延期した）
- ・ 令和3年1月30日（土）付 中日新聞、静岡新聞
※令和3年1月30日（土）、31日（日）に開催予定であった説明会日程の変更（新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長を受けて再延期した）
- ・ 令和3年3月1日（月）付 中日新聞、静岡新聞
※縦覧期間の延長、説明会日程の変更

② インターネットによるお知らせ

令和3年1月13日（水）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト（別紙2参照）
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計13箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用より縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 浜松市役所 環境政策課（浜松市中区鴨江 3-1-10）
- ・ 浜松市役所 市政情報室（浜松市中区元城町 103-2）
- ・ 天竜区役所（浜松市天竜区二俣町二俣 481 番地）
- ・ 水窪協働センター（浜松市天竜区水窪町奥領家 2980-1）
- ・ 佐久間協働センター（浜松市天竜区佐久間町中部 18-11）
- ・ 龍山協働センター（浜松市天竜区龍山町大嶺 570-1）
- ・ 春野協働センター（浜松市天竜区春野町宮川 1467-2）
- ・ 城西ふれあいセンター（浜松市天竜区佐久間町奥領家 1528-4）

- ・山香ふれあいセンター（浜松市天竜区佐久間町大井 2415-1）
- ・佐久間図書館（浜松市天竜区佐久間町佐久間 2431-3）
- ・水窪図書館（浜松市天竜区水窪町奥領家 3274-1）
- ・龍山森林文化会館（浜松市天竜区龍山町瀬尻 982-2）
- ・春野文化センター（浜松市天竜区春野町宮川 1768）



浜松市役所 環境政策課

浜松市役所 市政情報室



天竜区役所

水窪協働センター

佐久間協働センター



龍山協働センター

春野協働センター



城西ふれあいセンター

※新型コロナウイルス感染症対策のため、浜松市役所市政情報室、水窪協働センター、佐久間協働センター、春野協働センターでは、当該職員に設置をしていただいた。



山香ふれあいセンター

佐久間図書館



水窪図書館



龍山森林文化会館



春野文化センター

※新型コロナウイルス感染症対策のため、佐久間図書館では、当該職員に設置をしていただいた。

② インターネットによる縦覧

- ・ JR 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 3 年 1 月 13 日（水）から令和 3 年 3 月 15 日（月）

- ・ 縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（土・日・祝日を除く。ただし、佐久間図書館、水窪図書館、龍山森林文化会館、春野文化センターについては、施設の開館時間及び開館日に準じた。）

- ・ 電子縦覧：令和 3 年 1 月 13 日（水）午前 10 時から令和 3 年 3 月 15 日（月）午後 5 時まで

なお、インターネットによる縦覧については、縦覧期間中は、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体庁舎における縦覧者数（意見書提出数）は、11 名であった。

（内訳）

・ 浜松市役所 環境政策課	0 名
・ 浜松市役所 市政情報室	0 名
・ 天竜区役所	0 名
・ 水窪協働センター	1 名
・ 佐久間協働センター	1 名
・ 龍山協働センター	1 名
・ 春野協働センター	4 名
・ 城西ふれあいセンター	0 名
・ 山香ふれあいセンター	0 名
・ 佐久間図書館	1 名
・ 水窪図書館	3 名
・ 龍山森林文化会館	0 名
・ 春野文化センター	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告の方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。なお、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けて、緊急事態宣言解除後まで開催を延期した。（別紙1参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 令和3年3月13日（土）10：00～12：00

- ・開催場所：佐久間歴史と民話の郷会館（浜松市天竜区佐久間町佐久間 429-1）
- ・来場者数：7名

② 令和3年3月13日（土）14：00～16：00

- ・開催場所：水窪文化会館（浜松市天竜区水窪町奥領家 3274-1）
- ・来場者数：12名

③ 令和3年3月14日（日）10：00～12：00

- ・開催場所：春野文化センター（浜松市天竜区春野町宮川 1768）
- ・来場者数：18名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月13日（水）から令和3年3月29日（月）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙3参照）
- ② JR東日本エネルギー開発株式会社への書面郵送、電子メールの送信

(3) 意見書の提出状況

意見書提出は14通、意見総数は77件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (1)

＜事業計画・動物・その他＞

東京都世田谷区T氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者(JR 東日本エネルギー開発株式会社)及び委託先(日本工営株式会社)の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで、貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。	頂戴したご意見は、そのまま掲載しています。
2	■2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見(2020年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
3	■3. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードが回転するのか? 仮に採用機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。 (理由: コウモリ類の保全上必要な諸元のため)	本事業で採用する風力発電機の機種は、現時点で未定です。

注: 一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (2)

<事業計画・動物・その他>

東京都世田谷区 T 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
4	■4. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これについて事業者の考えを述べて頂きたい。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)、9-11, 2017） ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウインドパーク事業 事後調査報告書」（令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社）岩手県	ライトアップ不使用によりバットストライクを全て防止できるものと認識はしていませんが、一定の効果は得られるものと考えています。 ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
5	■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (3)

＜事業計画・動物・その他＞

東京都世田谷区T氏

No.	一般の意見	事業者の見解
6	■6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
7	■7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u>保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
8	■8. 環境保全措置の実施時期について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置（低減措置）については「事後調査で重大な影響（コウモリの死体）を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。 コウモリ類の保全措置（低減措置）は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において環境保全措置の適切な実施時期を検討します。
9	■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。 しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。	「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（平成 29 年、一般社団法人日本環境アセスメント協会）によると、以下のとおり記載されています。 ・予測の不確実性：予測の不確実性には、予測の前提となる現状の自然的・人為的変動、現状の把握にあたっての測定誤差及び予測モデルそのものの限界やパラメータ・原単位等に内在する不確実性等がある。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (4)

＜事業計画・動物・その他＞

東京都世田谷区T氏

No.	一般の意見	事業者の見解
10	■10.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置（低減措置）を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。準備書に対して頂いたご意見は評価書で反映します。評価書で確定した環境保全措置は、工事中・供用後において適切に実施します。
11	■11.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	ご意見を踏まえて、コウモリ類の専門家の助言等を基に、コウモリ類への生息状況及び生息環境を把握するための適切な現地調査を実施し、その結果を準備書で示します。
12	■12. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
13	■13. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。準備書に対して頂いたご意見は評価書に反映します。評価書で確定した環境保全措置は、工事中・供用後において適切に実施します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (5)

＜事業計画・動物・その他＞

東京都世田谷区T氏

No.	一般の意見	事業者の見解
14	■14. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといて、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において適切な環境保全措置を検討します。準備書に対して頂いたご意見は評価書に反映します。評価書で確定した環境保全措置は、工事中・供用後において適切に実施します。
15	■15. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。 よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。	ご意見を踏まえて、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において可能な限り定量的な予測を行うことを検討します。
16	■16. 自動録音バットディテクターを使用した調査について ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 （意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	自動録音バットディテクターは風況観測塔に設置する予定であり、最高設置高はおおよそ 50m です。調査期間は冬季を除く1年間、録音時間帯は日没1時間前から日の出1時間後を含む範囲で計画しています。 ご意見を踏まえて、地上からの自動録音調査の追加を検討します。
17	■17. 自動録音バットディテクターを使用した解析について 準備書には以下を記載すること。（意見の理由）事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。 ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細	ご意見を踏まえて、準備書において以下を記載します。 ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (6)

<事業計画・動物・その他>

東京都世田谷区T氏

No.	一般の意見	事業者の見解
18	■18. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること1 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等を基に、準備書において可能な限り定量的な評価を行うことを検討します。また、必要に応じて、経済産業大臣に対してコウモリ類の予測について「技術的な助言を記載した書面」を交付することを検討します。
19	■19. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	事後調査については、準備書において整理します。
20	■20. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、 ①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	事後調査については、準備書において整理します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (7)

＜事業計画・動物・その他＞

東京都世田谷区T氏

No.	一般の意見	事業者の見解
21	■21. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることで必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 (意見の理由) 以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No. 6」 (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	事後調査については、準備書において整理します。
22	■22. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査について信用頂けるように、今後の現地調査で得られるコウモリ類の出現状況、コウモリ類に関する最新の知見、コウモリ類の専門家の助言等に基づく予測評価の結果を踏まえて、準備書において適切な事後調査を検討します。準備書に対して頂いたご意見は評価書に反映します。評価書で確定した事後調査は、工事中・供用後において適切に実施します。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (8)

<動物>

埼玉県熊谷市 S 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
23	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット & バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	頂戴したご意見は、そのまま掲載しています。
24	1. 方法書の段階において少なくとも哺乳類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。しかし、音声による種レベルまでの同定はほとんどできない。	音声による種の同定に課題があることは認識しています。
25	2. 踏査および高度別で使用するバットディテクターの機種を記載すること。	使用するバットディテクターの機種と方式は、準備書に記載します。
26	3. 音声調査は客観的な記録を残すことが重要であることから、すべてフルスペクトラム方式を使用すること。	使用するバットディテクターは、フルスペクトラム方式の機種とする予定であり、機種名等は準備書において示します。
27	4. 高度別飛翔状況の記録におけるマイク設置高と方向を記載すること。	「高度別飛翔状況の記録」におけるマイク設置高と方向は、準備書に記載します。
28	5. P371 に記載されている「全方向性のマイク」とはどのような超音波マイクか具体的な機種および指向性を示すこと。	使用するマイクの機種と指向性は、準備書に記載します。
29	6. 今後はコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	ご意見のとおり、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言を踏まえて、十分な経験と知識を持った技術者による調査を行い、適切な予測、評価及び環境保全措置を検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (9)

<騒音・低周波音>

静岡県浜松市U氏

No.	一般の意見	事業者の見解
30	・説明会の際（資料含む）低周波振動と人への健康障害的な面で、因果関係を合わせ、影響を説明願いたい。 （耳に感じない体で感ずる周波数帯、めまい等について、長期、短期の評価も含む）	超低周波音（低周波音を含む）については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁大気保全局、平成12年10月）に基づき適切に調査を実施し、地域における代表的な超低周波音の状況を確認の上、周辺環境への予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。今後の準備書手続きの住民説明会等において、超低周波音の調査、予測及び評価の結果について丁寧に説明します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (10)

<水質>

静岡県浜松市I氏

No.	一般の意見	事業者の見解
31	現在国有林からの濁流対策について林野庁、森林管理署を相手に国会議員、県議員、浜松市とありとあらゆる所において濁流対策をしているところです。そのうえで又風力発電事業で山を変えると、もっと濁流対策をしなくてはいけなくなります。絶対に反対です。 以前電源開発でもこの様な話がありましたが、地元の反対で消滅しました。当然です。 JR 東日本エネルギーなら東京から北東に作るべきです。 気田川漁協として絶対反対します。	今後、実施する現地調査により把握される水環境等の状況を基に水の濁りを予測し、準備書において適切な環境保全措置を検討します。 また、事業を進めるにあたり地域住民の皆様にご理解頂くことが重要であると認識しており、今後の準備書手続き等において説明会を適宜、開催します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(11)

＜事業計画＞

静岡県浜松市M氏

No.	一般の意見	事業者の見解
32	「(仮称)天竜風力発電事業計画段階環境配慮書」でも意見書を出しましたが、一部の者の意見ということで無視されたと思いますが、元春野町自治会連合会電源開発風力発電対策協議会長として、町民の意見を集約し、春野町を含む北遠一帯は、軟弱地盤のため、山地崩壊が多数発生しており、結果として電源開発に計画を断念していただいたところであります。 今回の計画地の一部は、電源開発の計画された区域であります。 浜松市長の積極的なアプローチがあったものと推察しておりますが、「浜松市風力発電ゾーニング計画」では、Bエリアであり、エリアの定義でも立地には課題があり、地元などと調整が必要であるが、課題がクリアできれば・・・となっております。 環境影響評価書でも、計画地を含む、尾根沿いには、砂岩、泥岩の光明層群で、スーパー林道天竜線沿いの計画地北側では、水窪川沿いの大崩壊、気田川側のコガネ沢林道の崩壊により都沢まで崩土が流入し、鮎釣りのメッカ清流気田川と言われていた川もこれら崩土の流入が原因で、結果水質の汚濁によりアユ釣りもできません。 計画地の南側竜頭山北から南に向かった、林道沿いでも林道の影響で山地崩壊が進んでおり、環境配慮書にも掲載されている沢へも土砂の流入が進み、沢の荒廃で結果として、魚類(イワナ、ヤマメ等)の姿が少なくなってまいりました。 国の進める脱炭素社会に向かったの、風力、小水力、太陽光等自然エネルギーの必要性は、十分認識しておりますが、これら施設の設置には適地というものがあります。 今回の計画地は、前段でも述べているとおり、砂岩、泥岩の軟弱地盤であり、竜頭山北方には、中央構造線、計画地には、赤石構造線、光明断層が遠州灘に向かって分岐しています。 静岡県災害史の中で、調査地は、寸又川層群の砂岩を主とする泥岩との互層で、留意点は、断層が集中していて、地質構造上も脆弱であり、岩石も破碎されているので地震時の崩壊には、十分注意を要する。 台風や、豪雨に対しても脆弱な地盤であるので地形を変えた場合には、崩壊土が土石流となる恐れがありと出ています。 浜松市のハザードマップには、水窪川沿いの相月川、福沢は、下流には人家もあり、地すべり、土石流危険区域です。 このような経過から、令和元年9月の意見と同様、竜頭山周辺での設置には、はじめから反対です。 無駄な投資とならないよう、他の設置可能個所を探してください。 環境影響評価書には、関係機関と地権者の同意をもって記載されているが、地権者には、不在地主もあり、災害が発生し被害を被るのは地元住民であることを、お忘れのないように。	配慮書に対して頂いたご意見は方法書第7章に掲載し、併せて事業者の見解を示しています。 水の濁りについては、今後の現地調査で得られる濁りや流量の状況、水環境に関する最新の知見等を基に、準備書において予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。地盤については、ボーリング調査等を実施し、安全に配慮した設計を行います。 事業を進めるにあたり地域住民の皆様にご理解頂くことが重要であると認識しており、今後の準備書手続き等において説明会を適宜、開催します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (12)

＜騒音・その他＞

静岡県浜松市K氏

No.	一般の意見	事業者の見解
33	メリットが多い発電方法だと思いますが 騒音や台風などの強風により機械の破損や飛散は大丈夫でしょうか 災害が続いたので 環境に与えるデメリットは住民にとっては不安です	今後の現地調査結果、最新の知見等を基に、準備書において騒音等の予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。 また、風力発電機の選定、設計等は、安全性を考慮して実施します。運転開始後は適切な点検作業により、安全確保に努めます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (13)

＜事業計画・動物＞

静岡県袋井市M氏・東京都品川区E氏

No.	一般の意見	事業者の見解
34	(1) 対象事業実施区域の選定方法について 貴社は計画地の位置を選定するにあたり、浜松市が平成31年3月に公表した風力発電ゾーニング計画に基づく陸上風力発電ゾーニングマップを活用したと考えます。そのマップの中でBエリアに指定されているNo.4、No.6、No.7を、また、EADASにある鳥類のセンシティブティマップ（陸域版）で注意喚起A3のメッシュに指定されているエリアを計画地を含んでいます。しかし、これらの場所は風車の設置可能エリアではなく、立地にはクリアすべき課題があり調整が必要なエリア（Bエリア）および重要種が生息するために風車の建設には注意を要するエリア（A3）です。そのため、貴社は、これらのエリアを計画地から除外することを念頭に、再度、計画地の設定のあり方について浜松市およびその他の利害関係者と協議を行い、その結果によっては事業の撤回も検討すべきです。	浜松市ゾーニング計画では、事業実施区域がBエリアに位置しており、立地に課題があることは理解しています。鳥類等については、今後実施する現地調査において生息状況の把握に努めます。また、現地調査結果、最新の知見、専門家からの助言等を基に、準備書において予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。
35	(2) 専門家等へのヒアリングの結果について 方法書6-11(343)から6-12(344)ページにかけて、3名の専門家による助言等の内容が記載されています。EADASのセンシティブティマップにもあるように、計画地周辺にはイヌワシが生息している可能性があるにもかかわらず、専門家等はそれについてまったく言及していません。そのため、貴社は計画地周辺におけるイヌワシの生息状況についての助言をいただくことができる専門家等にもヒアリングを行い、計画地の位置や希少猛禽類調査の方法の妥当性について意見を得るべきです。	イヌワシの生息に関する情報を踏まえて、今後実施する現地調査において生息状況の把握に努めます。また、現地調査結果、最新の知見、専門家からの助言等を基に、準備書において予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。
36	(3) 希少猛禽類調査について 【イヌワシについて】方法書の6-34(366)から6-38(370)ページにかけての「動物に係る調査、予測及び評価の手法」の中に希少猛禽類調査の方法が記載されており、そこには、猛禽類の保護の進め方（改訂版）を参照し、希少猛禽類の調査範囲はクマタカを想定し対象事業実施区域から1.5kmとすると記載されています。しかし、EADASでは計画地がイヌワシの生息地となっていることが推測されており、また、計画地が含まれるメッシュの北および東に隣接するメッシュはイヌワシの生息確認区域となっています。そのため貴社は、計画地にイヌワシが生息していることを想定して、希少猛禽類調査の方法を再検討したうえで、方法書を再度作成し直すべきです。そうすると、調査範囲は対象事業実施区域から1.5kmではなく、計画地が含まれる10km四方のメッシュ全体になります。	イヌワシの生息に関する情報を踏まえて、今後実施する現地調査において生息状況の把握に努めます。また、現地調査結果、最新の知見、専門家からの助言等を基に、準備書において予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (14)

＜景観・人と自然との触れ合いの活動の場＞

静岡県袋井市M氏

No.	一般の意見	事業者の見解
37	【クマタカについて】既存文献および当会が所有する調査データにおいても、計画地がクマタカの生息地と重なっていることを確認しています。しかし、これらはクマタカの生息状況の把握を目的とした調査結果ではないため、計画地とその周辺におけるクマタカの詳しい生息状況が判明している訳ではありません。そのため、準備書の作成に向けては計画地におけるクマタカの生息状況や行動を詳細に把握する必要があり、計画地のようにクマタカの生息密度が高い場所では、つがいが谷ごとに行動圏を持つことが知られていますので、貴社は水系ごとに生息の有無等を確認する必要があります。具体的には、風力発電機設置予定区域にかかわる7つの水系のそれぞれで生息状況調査を2営業期に渡り実施する必要があります。水系ごとに観察定点を設置し、月3回以上、時間帯は9～16時とし、必要に応じて早朝の時間帯を加えて調査を実施することを求めます。	ご意見を踏まえて、クマタカを含む猛禽類調査を適切に実施し、準備書において予測、評価及び適切な環境保全措置の検討を行います。
38	(4) 渡り鳥調査について 計画地における渡り鳥調査は、サシバやハチクマなど猛禽類の秋の渡りが中心対象になりますが、猛禽類の渡りは日による通過個体数の変動が大きいので、方法書に記載されている1回2日間とする月2回の定点観察調査では不足しています。そのため、計画地を利用する渡り鳥の状況を詳細に把握するためには、9月中旬から10月中旬は毎日8時から16時の8時間の連続調査を2シーズンは実施する必要があります。観察定点には、風力発電機設置予定区域を見晴らせる竜頭山山頂と山住家老平を含めるようにすべきです。	ご意見を踏まえて、渡り鳥調査を適切に実施し、準備書において予測、評価及び適切な環境保全措置の検討を行います。
39	(5) 一般鳥類調査について 任意観察法について、調査は風力発電機設置予定区域のみで実施すればよいですが、常光山周辺の自然林、山住神社付近の植林地、井戸口山から県民の森までの3エリアに分け、自然林と二次林を含むように観察定点を設置して、調査を実施することを求めます。特に常光寺山付近は自然林が広く残っている区域であり、風車の設置による環境変化が大きくなると予想されるため、BACI (Before-After Control Impact) と呼ばれる風車建設の前後影響比較のためにも、詳細な調査を実施することを求めます。なお、常光寺山付近での任意観察調査の期間は2年間とし、毎月実施することも求めます。	ご意見を踏まえて、一般鳥類調査を適切に実施し、準備書において予測、評価及び適切な環境保全措置の検討を行います。
40	(6) 住民説明会の実施について 貴社はアセス法に基づいて計画地のある地域で住民説明会を実施することが義務づけられていますが、現時点では説明会の開催が設定されていません。貴社は、オンライン形式など対面によらない方法でもよいので早急に住民説明会を開き、地域住民との円滑なコミュニケーションを図るべきです。アセス法の趣旨を蔑ろにははいけません。	環境影響評価法に基づく住民説明会は、2021年1、2月の新型コロナウイルス感染状況を踏まえて自治体等と協議の上で延期しましたが、2月下旬の緊急事態宣言解除等を踏まえて、2021年3月13、14日に開催しました。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (15)

＜水質・その他＞

静岡県浜松市 S 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
41	令和 3 年 1 月 27 日付の静岡新聞に停止中の風力発電撤去の記事が載っていました。この中で注目したのは、①製造元がドイツの会社で倒産により部品の調達が困難になった事。②年間維持費が 2～3 倍に膨らんだとある。 この様な事はどうですか。 又、大規模伐採による水への影響（沢みず等飲料用）が心配されます。 以上 2 点についてお伺いします。	本事業で採用する風力発電機のメーカー、機種は、現時点で未定です。メーカー、機種の選定に当たっては、維持管理等も踏まえて検討します。 今後の現地調査で得られる水の濁りや流量の状況、水環境に関する最新の知見等を基に、準備書において水の濁りの予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (16)

＜景観・生態系・事業計画＞

無記名

No.	一般の意見	事業者の見解
42	景観・生態系への影響を危惧しています。 山登りされる方は山の景色を楽しみ、観光目的などで山に来た方なども四季折々の景色を楽しんでと思う。その中に風力発電がたっているのは残念ではないでしょうか。生態系への調査があまり詳しく書かれていないので、気になります。 自然のありのままの状態であってほしいと思います。 山に大きな物がついているのは、残念です。 工事車両が通ることも心配です。152 号も道が広くないですし、その中を大型車両が通る、日常生活で道を使う者として、心配です。	今後の現地調査で得られる動植物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場等の状況を基に、準備書において予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。 また、事業を進めるにあたり地域住民の皆様にご理解頂くことが重要であると認識しており、今後の準備書手続き等において説明会を適宜、開催します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (17)

＜騒音・水質・事業計画・その他＞

静岡県浜松市M氏

No.	一般の意見	事業者の見解
43	1 水質・水量について (1) 風車用地の造成や建設に伴う道路工事等により水脈、水量の変化や水質汚濁等の発生が危惧される。当地域は、集落や個人で小規模な飲料水供給施設を整備し生活用水を確保していることから、事前に天竜川東側全ての飲料水施設水源の水量、水質調査を実施し、公表すること。	今後、自治体等と協議の上で事業実施区域周辺の水源の位置等の把握に努め、その結果は準備書において示します。
44	(2) 水質調査については、設置後も年 1 回以上調査を実施し、その結果を公表するとともに、変化等への対応は積極的に取り組むこと。	今後、自治体等と協議の上で運転開始後の水質調査方法を検討します。
45	2 工事道路等に管理について (1) 建設した風車や道路、沈砂池（ろ過設備を含む。）は適切な管理を行い、災害が発生しないよう最大限の対策を講じること。なお、災害が発生した場合は、迅速な対応と想定外という言葉で片付けられないことがないようにすること。	建設した風力発電機、道路及び沈砂池は適切な管理を行い、災害が発生しないよう対策を講じます。
46	3 その他 (1) 環境影響評価の実施にあたっては、国の指針等の範囲に基づくものだけでなく、住民の不安を払拭し、理解を得ることができる内容と取り組みであること。	事業を進めるにあたり地域住民の皆様にご理解頂くことが重要であると認識しています。今後の準備書手続きの住民説明会等において、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の結果について丁寧に説明します。
47	(2) 施設の稼働時における騒音、振動の発生により、人間や野生動物に与える影響は、心身の健康から動物の生息地域の変化など様々な場面において危惧される。方法書作成段階から多方面での想定、検証、調査を行い、公表すること。	施設の稼働時における騒音については、今後、現地調査を実施し、地域における騒音の状況を確認の上、周辺環境への予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。 また、方法書の作成にあたっては、動物の専門家等へのヒアリングを実施し、調査、予測及び評価の手法について確認頂いていますが、風力発電機からの騒音等に対する動物への影響について、引き続き最新の知見の収集に努めます。 なお、今後の準備書手続きの住民説明会等において、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の結果について丁寧に説明します。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(18)

＜騒音・振動・水質・生態系・景観・廃棄物・その他＞

静岡県浜松市M氏

No.	一般の意見	事業者の見解
48	造成によって起きる地形改変、稼働時の騒音・振動等の環境変化、及び生態系変化の環境影響評価法について意見書を提出します。	—
49	残土：掘削による残土を原則として場外には搬出しないとしている。その場合、場内に置かれた残土が起因して起き得る環境影響を示す事。また、場内とは何処を指すのかを明記する事。道路工事に於いても同様である。又、困難な場合は地権者・関係機関と協議検討するとなっている。この場合は必ず地元住民理解の上で進める事。 補足：風力発電一基に付、何 m ³ の掘削が必要かを知りたい。	造成計画については現在検討中ですが、風力発電機設置箇所や工事用道路での掘削により生じた土砂は、主に場内（事業実施区域内）の風力発電機設置箇所や工事用道路の造成工事の盛土材として使用する予定です。今後の調査結果等を基に、準備書において水の濁り、景観等の予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。また、土砂を事業実施区域外に運搬する場合には、事前に自治体、自治会を通して地元の皆様と協議させていただきます。 なお、掘削土量等については、準備書で示します。
50	排水：沈砂池を作り上澄みを近接土壤に自然浸透と明記している。 浮遊物(SS) (コンクリートアク) が主になると思われる。環境検査日は天候状況・河川状況の把握と生コン施行時の環境調査実施も考慮する事。	今後の現地調査では、天候状況、河川状況についても把握します。また、工事中的水質調査については、今後、自治体等と協議の上で検討します。
51	騒音：騒音調査地点が人の住む地区が中心と明記されている。 風力発電装置設置地点の調査についても鳥獣保護・生態系影響面の評価を併せて行う事。	方法書の作成にあたっては、動植物の専門家等へのヒアリングを実施し、調査、予測及び評価の手法について確認頂いていますが、風力発電機からの騒音に対する動物への影響については、引き続き最新の知見の収集に努めます。
52	地質：建設予定地が団結岩類と明記されている。 この地区近辺は、中央構造線があり地質構造が脆弱と云われている。更に急傾斜地崩壊危険区域となっている。専門用語が多く理解し難い。 台風等の大風に対して耐える事のできる地盤なのか、住民が理解できる工夫を考慮して欲しい。	準備書の作成にあたっては、平易な語句の使用に努めます。 今後の検討において、風況調査、ボーリング調査等を実施し、安全に配慮した設計を行います。 また、事業を進めるにあたり地域住民の皆様にご理解頂くことが重要であると認識しており、今後の準備書手続き等において説明会を適宜、開催します。
53	景観：風力発電事業の敷地面積と風力計規模が明記されている。 数字だけでは理解し辛い。最大高 180m が 12 基その景観をイラスト等で示す等工夫を考慮して欲しい。	景観の予測において、眺望点から撮影した写真に完成予想図を合成するフォトモンタージュを作成する予定です。作成したフォトモンタージュは、準備書において示します。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (19)

＜事業計画・地域概況・水質・地形及び地質・景観＞

静岡県浜松市〇氏

No.	一般の意見	事業者の見解
54	<u>工事用道路</u> 既存の道路が存在しない区域においては、作業道を敷設する計画となっているが、作業道敷設後の降雨時の道路排水計画が明示されていない。 近年の異常気象により短時間の豪雨が頻発しており、作業道整備により、道路排水が山腹に流れ山腹崩壊が発生する恐れがあるため、作業道の整備にあたりどのような排水計画を立てるか明確にしてほしい。	工事用道路の排水計画については現在検討中であり、準備書において示します。
55	<u>風力発電機設置地点の造成・基礎工事</u> 工事予定箇所への移動ルートをスーパー林道天竜線としているが、200tトラッククレーン及び100tクローラクレーンの搬入は不可能ではないか？現状の確認を確実にし、実際に通行できるか精密な調査が必要。	今後、既設道路等の詳細な調査を行い、適切な工事計画を検討します。
56	<u>その他の事項</u> 「3)当該地域」で「検討中の他事業」のうち「(仮称)浜松市天竜区熊風力発電事業」は中止になっているのでは？	他事業に係る内容のため、詳細は差し控えますが、浜松市ホームページによると、「(仮称)浜松市天竜区熊風力発電事業」は、2021年4月26日現在も「手続中の事業」となっています。
57	<u>自然的状況</u> 気象状況の確認として、最寄りの佐久間地域気象観測所の値を採用しているが、実際の計画地域と距離があるため、計画地域に独自に気象観測機器を設置し、観測した数値を採用すべきでは。特に雨量と発雷の状況の把握は必要ではないか。	方法書第3章の「気象の状況」では、対象事業実施区域及びその周辺の概況を示すため、文献その他の資料調査の一環として、最寄りの気象観測所における過去5年間の状況を整理しています。
58	<u>下水道の整備状況</u> 調査不足：天竜区春野町気田地区に気田浄化センターが整備されている。概要の中に追加すべき。	ご指摘のとおり、準備書において「気田浄化センター」を追加します。
59	<u>環境影響評価項目の選定及び未選定の理由</u> [水環境][水質][水の濁り] 建設機械の稼働が未選定になっているが、河川水域における直接改変がないため実施しないという判断しているが、雨天時に工事をした場合、土砂掘削したことにより下流域に泥水が流れることが予測されるため環境評価の項目に選定すべき。特に作業道の開設工事においては影響が大きいと思われる。	対象事業実施区域及びその周囲に河川が存在し、これらに対して降雨時に造成による裸地等から発生する水の濁りが影響を及ぼす可能性があることから、現在の環境影響評価の選定項目において、予測及び評価を行います。
60	<u>水の濁りにかかる調査、予測及び評価の手法</u> 現地調査の項目に台風等の大雨時は避けるとあるが、避ける理由は何か？実際の造成時に台風等大雨になる可能性があるため大雨時の調査も行うべき。 また、作業道についての予測方法が記載されていない。作業道を整備した事により道路上を水が流れ下流域の荒廃に繋がるため、予測方法を考慮するべき。	現地調査日として、台風等の大雨時を避けるのは、調査員の安全を確保するためです。予測は大雨を想定した条件において行う予定です。 また、工事用道路に係る予測については、今後の工事計画検討を踏まえて実施します。
61	<u>水環境の調査位置</u> [9 入地沢]の南側に[神沢]があるが調査対象に入れるべきでは。 また、気田川本流の上、中、下流域を調査対象とすべきでは。	「9 入地沢」南側の「神沢」については、現地の状況を踏まえて、調査対象とするか検討します。また、気田川本流での調査については、現時点ではより上流の沢で調査することから調査対象としていませんが、今後の現地調査結果等を踏まえて、必要に応じて調査対象への追加を検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (20)

＜事業計画・地域概況・水質・地形及び地質・景観＞

静岡県浜松市〇氏

No.	一般の意見	事業者の見解
62	<u>地形及び地質</u> 調査箇所が秋葉山のみだが、計画地区に近い竜頭山、常光寺山も調査箇所に追加すべきでは。	秋葉山は、方法書に示した重要な地形及び地質の選定基準に該当することから選定しました。竜頭山、常光寺山は、人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として選定しました。
63	<u>景観調査地点</u> 主要な眺望点に岩岳山、ボンジ山、京丸山、春野町五和地区、青銅の丘（主要地方道路袋井春野線の線）の追加を希望する。	主要な眺望点として、岩岳山、ボンジ山、京丸山及び春野町五和地区の追加を検討します。青銅の丘（主要地方道路袋井春野線）は、風力発電機設置予定区域から 10km 以上離れており、景観的にほとんど気にならないとされる垂直視角1度未満となりますが、現地の状況等を踏まえて検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (21)

＜事業計画・水質・廃棄物・その他＞

静岡県浜松市 S 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
64	I. はじめに 先日の住民説明会ご苦勞様でした。その折にも、いろいろと意見を述べさせてもらいましたが、ここでは春野地区自治会連合会理事一同での話し合いで出た意見の数々、そして地元住民から寄せられた様々な意見などを意見書としてまとめてみました。 やはり皆さん、過去において電源開発が計画中止となったいきさつをよく覚えていて、多数の反対意見となっています。それだけスーパー林道沿いは、危険が大きすぎると皆さん認識している証だと思います。 昨年、貴社宛にお送りした、そのいきさつを取りまとめた「経緯」、それを讀まれた上での感想を是非お聞かせください。よろしくお願いします。	提供頂いた「経緯」を拝読し、地域の皆様が当時、「地盤（自然災害）」、「低周波音」、「景観」、「林道の工事用車両通行」等について心配されていたことを理解しており、今後、丁寧に説明することによって皆様の不安の払拭に努めます。 それを踏まえて、以降のご意見に対して弊社の見解を示させていただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (22)

<事業計画・水質・廃棄物・その他>

静岡県浜松市 S 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
65	Ⅱ. 春野地区自治会連合会理事及び住民からの意見 ①北遠地域の近年の災害状況 静岡新聞 R3. 3. 3「風紋」タイトル(教訓を生かした対応策を)から 「令和 2 年 7 月に北遠を襲った豪雨は、1 か月間で 800 ミリを超える雨量を記録し、各地で土砂災害を招いた。県道脇斜面の崩壊も秋雨前線の影響による長雨が原因とされ、豪雨が災害へ直結する地域の現状を露呈した。相次ぐ災害は生活道の寸断に加え、トンネル内壁のひび割れや斜面に落石の恐れがある巨石を露出させるなどの未曾有の事態を招いた。国道 152 号線は令和 2 年 7 月に豪雨災害で通行止め、その後迂回街道だった県道大輪天竜線が同年 10 月に土砂崩れで通行止めとなり R3. 2. 26 にやっと通行を再開した。 北遠の土砂災害の多くは、地盤のもろい急斜面の人工林に降る雨が原因とされ、新たな災害の恐れが常につきまとう。根本的な災害対策には治山と道路管理の両面からの対処が不可欠だ。当時、土木事務所では工事の進捗状況を伝えていたが地元住民は知りたいのは工事の中身ではなくいつ通れるのかということだ。」 記事は全文ではありませんが、天竜川をはさんだ V 字谷地盤のもろさが露呈した災害でした。昨年 12 月に送付いたしました「風力発電に関する過去の経緯」の中に、スーパー林道一帯の断層・地質についていろいろと記述されています。私たちは地質学者ではありませんが、地元住民として、実際に起きている災害は不安と脅威を感じ、雨が降るたびに恐怖を感じ生活しています。自然豊かな春野だから仕方ないかもしれませんが、自然を破壊し永年に渡って不安を虐げられる地元住民としては我慢できるものではありません。 CO₂削減のため、CO₂を吸収してくれるはずの森林を伐採し、出現したのは山頂に広大なグラウンド、しかも地上では巨大な風車が低周波を発生しグルグル回っている。風光明媚な自然をそんな風にした光景を春野町民は見たくありません。 近年では線状降水帯により甚大な被害が発生しました。これからは更なる未曾有の災害発生が懸念されます。ましてや山頂 1,300m では強風と集中豪雨で想像を絶する状況となるでしょう。その雨水は拡幅されたスーパー林道を排水路と化して下り、一部では山林崩壊、一方では鉄砲水のように谷へ流れ山林崩壊、河川の濁流化(生態系の崩壊)を引き起こします。そして河川崩壊の次は住民避難へ・・・現実とならなければいいのですが。 静岡県市町村災害史(春野町)では、災害上の留意点として「断層が集中していて地質構造も脆弱であり岩石も破砕されているので地震時の崩壊時には十分注意を要する。台風や豪雨に対しても脆弱な地盤であるので、地形を変えた場合には事前調査が必要である。崩壊土が土石流となるおそれがあるので注意が必要」とあり、スーパー林道を挟んで龍山村、佐久間町、水窪町とも同じような記述がされています。しかもスーパー林道周辺には水窪川を含む天竜川側には赤石烈線、気田川側には光明断層がはしり、この断層は北では中央構造線に南では遠州灘で南海舟状海盆に連動していると言われています。 昨年の土砂災害は、まさに災害史の地質に対する注意を裏付けた結果になったと思います。また、過去の経緯としてスーパー林道の開通は 20 か所を超える崩壊地を発生させました。 今回の風力発電事業計画は更なる土砂災害を引き起こす可能性があります。計画中止を願う住民の声は最なものと考えます。	今後、ボーリング調査等を実施し、安全な設計を行います。調査、検討の結果は、今後の準備書手続きの住民説明会等で丁寧に説明し、地域住民の皆様にご理解頂けるよう努めます。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (23)

＜事業計画・水質・廃棄物・その他＞

静岡県浜松市 S 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
66	②山林の土砂崩壊を止める国・県の施策（保安林の解除は一切許さない） スーパー林道付近の事業区域は広範囲に国や県から保安林として指定されています。保安林は水源涵養保安林・土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林などがあり、指定されていることは、それだけ土砂崩れが発生しやすい箇所だということです。保安林は水を育んだり、土砂崩れなどの災害を防止したり景観や保健教育など公益目的を達成する為伐採や開発に制限を加える森林のことです。つまり降った雨を蓄え、徐々に河川に流すようにする働きがあるのです。今回の開発では保安林の一部解除を予定しているとの事ですが、スーパー林道開発から現在まで 20 か所以上の崩落が発生した経緯を踏まえ、開発行為による保安林解除は一切許すことはできませんし、住民の将来の不安を考えれば到底承知は出来ません。	風力発電機設置予定区域に含まれる保安林は「水源かん養保安林」であり、本事業によってこれらの機能が極力、維持できる計画となるよう、今後、設計を行い、自治体との協議を適切に進めます。 また、事業を進めるにあたり地域住民の皆様にご理解頂くことが重要であると認識しており、今後の準備書手続き等において説明会を適宜、開催します。
67	③FSC 森林認証制度の取得面積では天竜区・引佐地域が日本第 1 位（首位は持続していく） FSC 認証制度は 10 原則に基づき森林を審査し、森林環境を適切に保全し、地域の社会的な利益にかなない、経済的にも持続可能な森林管理を推進する国際認証制度です。つまり地球環境にやさしく地元林業主に経済的付加価値を創出するものです。認証されている面積は天竜区（春野・水窪・佐久間・龍山）で合計管理面積 25,964ha、スーパー林道隣接地（春野側斜面）では 1,803ha です。私有林以外では国有林もありますが、FSC の認証は進んでいます。天竜区・引佐地域では日本 1 位の FSC 取得面積で、これからも認証取得に向け取り組みを行っています。春野町を含め北遠地域は高齢化率 50%以上で人口も減少していますが、住んでいる山林農家は必死に次世代への継承の為、自然共存を目指して日々努力しています。それは、FSC 認証制度の面積を見てもお分かりいただけると思います。未来に向けて少しでも今の自分たちにできることを実践している人たちに対しても、森林破壊は許しがたいことです。 地域貢献を考えているようですが、景観を含め自然豊かな春野町をそのまま手付けず現状維持でおくことの方が最大の地域貢献だと思います。	今後、施工面、環境面、FSC 森林認証制度等を勘案し、事業計画を検討します。検討の結果は、今後の準備書手続きの住民説明会等で丁寧に説明し、地域住民の皆様にご理解頂けるよう努めます。 地域貢献については、住民説明会において本事業を通じた林業活性化へのご期待も頂いており、事業計画の進捗状況に応じて、自治体や自治会、地域住民の皆様と協議させて頂ければと考えています。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (24)

＜事業計画・水質・廃棄物・その他＞

静岡県浜松市 S 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
68	④気田川・水窪川等の河川環境崩壊の危機（崩壊したときに事業者としての責任は） 春野町を流れる主流の気田川は支流として水窪町のスーパー林道直下の門桁地区より奥の沢が源流となっています。近年では国有林（林野庁）が未曾有の降水により山林崩壊が激しく、一昨年は気田川水流が濁水で例年楽しんでいる鮎釣り・ヤマメ釣り等が不漁に終わりました。原因は川の濁りで生態系破壊の危機的な状況となりました。当然気田川を管理している気田川漁協では河川保全・育成の管理者の立場から林野庁を相手に責任を追及しました。 一旦生態系が崩れると河川は魚類の住めない環境と化し、日本一きれいな河川を維持している春野町としても不名誉なことです。併せて気田川は天竜川と合流し浜松市民の飲料水となります。いくら浄化するといってもきれいな水の方がいいに決まっていますし、浄化処理費用も増大します。工事による対応について「一時的に」を説明会で発言していましたが、工事によることも一時的ではなく将来災害に結びつく要因ではないでしょうか。住民のため、そんな発言は控えていただき、より具体的な安全策を示すことが事業者としての責務と思います。被害にあうのは真っ先に地元住民ですから。	今後の現地調査により水質の状況を把握し、水の濁りの予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。また、ボーリング調査等を実施し、安全に配慮した設計を行います。 事業を進めるにあたり地域住民の皆様にご理解頂くことが重要であると認識しており、今後の準備書手続き等において説明会を適宜、開催します。
69	⑤風力発電機本体工事関係及び工事用道路敷設・拡幅にともなう予想される残土の搬出先 幅員改良工事、新設道路工事、樹木伐採や切土に・盛土による造成工事が伴うことから大量の残土が発生します。残土処理は対象事業実施区域内で全て処理を行い場外への搬出は行わない予定との事ですが、<u>残土処理を誤れば河川汚染及び土石流発生の大きな要因になります。建設事業計画地（搬送路含む）以外の場所に全残土を搬出することを要望します。</u>	今後、ボーリング調査等を実施し、安全に配慮した設計を行います。
70	⑥スーパー林道の工事車両通行について（他の道路を模索してもらいたい） 風力発電関連機器の本体運搬は 40M 以上のトレーラーによる搬送と思いますが、現スーパー林道は蛇行している所も多く、狭い道路が主流です。道路に沿って道上・道下での急傾斜地があり、拡幅工事だけでは通行できないことも予想され、一部では新道にすることを視野に入れていると思います。そうなれば当然山林を伐採しての工事となります。道路の拡幅工事、新設工事は土砂災害の連鎖を生む根源になると考えます。 スーパー林道の舗装内容は一般道とは違うことを運送業の方から聞いたことがあります。舗装工事のポイントは下地にあるとのこと。下地は表層からの交通荷重を支え、分散・次の層に伝える多重構造になっているそうです。スーパー林道は表層部も薄く下地について一般道より劣るようです。そのスーパー林道に総重量 50 トン以上の車両が通過することは未曾有の経験であり林道を劣化させひび割れたあげく、更なる土砂災害の引き金となりうることでしょう。<u>スーパー林道の通行は是非とも遠慮願いたい</u>	今後、既設道路等の詳細な調査を行い、適切な工事計画を検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (25)

＜事業計画・水質・廃棄物・その他＞

静岡県浜松市 S 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
71	⑦低周波問題について（疑義だらけ） 前回（竜頭山周辺風力発電事業計画：J パワーさん）の風力発電事業の断念頃から、風力発電事業の低周波音にかかる住民等の不安・懸念等への対応から環境省が動くところとなりました。平成 25 年度には環境省の委嘱による「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」が設置され、平成 28 年 11 月「風力発電施設からの発生する騒音等への対応について」の検討会報告書が取りまとめられました。 風力発電施設から発生する騒音は、発電所の規模、設置される場所、風況等でも異なり更に聞こえ方は、風力発電所からの距離やその地域の地形、植生、舗装等の地表の被覆状況、土地利用の状況等により影響されます。また、山間部では騒音が雲に反射するスカイフレックスという現象が逆転層になると起こり、山びこのように反射すると直接の音として伝わる事もあり大きな被害が出ているようです。環境省の調査報告でも「風力発電所設置の広範な地域で健康被害が発生しており、風車の大型化に伴い近年急増している。」と述べています。 ・方法書の「一般住民意見と事業所の見解」の中で風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル等の最新の知見等を参考に適切に調査、予測及び評価を行うと見解していますが、マニュアルはあくまでも技術的なことであり、私たちは低周波問題について貴社はどのように理解し認識しているか、また地域住民として知りたいのは、低周波音に対する住民の不安・懸念を今後どのような方法・内容で払拭していただけるのか。そして、発生した場合どのような補償をしていただけるのでしょうか。 だが、これはあくまでも、この計画が万が一実行されることになった場合の意見です。	今後、騒音（低周波音含む）及び超低周波音については、引き続き最新の知見の収集に努めながら、適切に調査、予測を行い、住宅等との十分な離隔を確保する等、風力発電機の配置を検討します。調査、検討の結果については、準備書手続きの住民説明会等において丁寧に説明します。
72	⑧「方法書」閲覧方法について（これだけは言いたい） 環境影響方法書の中に配慮書の閲覧について一般住民と事業者の見解が記載されていました。記述は「配慮書のインターネット閲覧については Windows の Internet Explorer でなければ閲覧できない設定になっている。使用している人は 13%のみである為、掲載とは言えないのではなか。」とのことで事業者の見解では「指摘を踏まえて方法書以降の手続きにおいてインターネット上での閲覧の利便性向上を図りました。」とありました。しかしながら方法書のインターネット閲覧については従来通りネットで見ることができず大変がっかりしました。なぜこのようなことが起きてしまったのか不思議でなりません。	インターネットでの縦覧については、政府の緊急事態宣言を受け、当初の縦覧期間（令和 3 年 1 月 13 日から 2 月 12 日まで）を 3 月 15 日までに延長するとともに、同期間内を一般意見の受付期間として意見形成に係る利便性向上を図ったものです。 なお、様々なブラウザでのインターネット閲覧については検討を続けていましたが、本手続きには間に合わず申し訳ありませんでした。引き続き、今後の環境影響評価手続きに向けて検討を進めてまいります。
73	Ⅲ. 終わりに 以上、皆さんの意見をまとめてみました。早急に事業者としてのご意見、対応策をおきかせ下さい。春野地区自治会連合会としては、頂いたご意見を熟読したうえで、その後、全自治会を通して住民の方々の意見を集約し「春野町の総意」をまとめるつもりです。 それとともに、春野地区自治会連合会として取り組むのは、天竜区自治会連合会との真摯な意見交換です。連携は是非とも必要なものと考えています。 「安心、安全、快適な暮らしを守り抜く」ことこそが我々の使命と考えています。事業者から、地元住民への真摯な対応、何卒よろしく願っています。	事業を進めるにあたり地域住民の皆様にご理解頂くことが重要であると認識しています。今後の準備書手続き等で説明会を適宜、開催し、丁寧な説明を心がけるとともに、真摯な対応に努めます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (26)

<事業計画・水質>

静岡県浜松市N氏

No.	一般の意見	事業者の見解
74	・風車用地の造成や建設、それに伴う道路工事について、軟弱地盤も見うけられるので、施工にあたり、事前の地質調査の実施を	今後、ボーリング調査等を実施し、安全に配慮した設計を行います。
75	・適切な施工管理を行い、災害が発生しないよう最大限の対策をとること	運転開始後は適切な管理を行い、災害が発生しないよう対策を講じます。
76	・この地域は集落や個人で小規模な水の施設を整備し生活水としているため、水源の調査を実施すること（水量・水質など又定期的な実施をすること）	今後、自治体等と協議の上で事業実施区域周辺の水源の位置等の把握に努め、その結果は準備書において示します。また、運転開始後の水質調査方法は、自治体等と協議の上で検討します。
77	・工事前など定期的に説明会を	事業を進めるにあたり地域住民の皆様にご理解頂くことが重要であると認識しており、今後の準備書手続き等において説明会を適宜、開催します。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

○日刊新聞における公告

中日新聞（令和3年1月13日（水））

「お知らせ」
「環境影響評価法」に基づき、「仮称」天竜風力発電事業「環境影響評価方法書」を縦覧いたします
令和三年一月十三日

一、事業者の名称 J R東日本エネルギー開発株式会社
代表取締役社長 中島 等
主たる事務所の所在地 東京都港区新橋二丁目三番 四号
二、対象事業の名称（仮称）天竜風力発電事業
三、発電所の原動力の種類 風力（陸上）
四、発電所の規模 最大発電出力二万六千キロワット
五、対象事業実施区域 静岡県浜松市天竜区の天竜スーパー林道沿いの線路上
六、関係地域の範囲 静岡県浜松市
七、縦覧の場所 浜松市役所環境政策課、浜松市役所市政情報室、天竜区役所、水窪協働センター、佐久間協働センター、龍山協働センター、青野協働センター、城西ふれあいセンター、山香ふれあいセンター、佐久間図書館、水窪図書館、龍山森林文化会館、青野文化センター
縦覧の間 令和三年一月十三日（水）から
令和三年一月十二日（金）まで
縦覧の時間 午前八時半から午後五時十五分まで
（土・日・祝日を除く。ただし、佐久間図書館、水窪図書館、龍山森林文化会館、青野文化センターについては、施設の閉館時間及び閉館日に準ずる。）
電子縦覧 <http://www.jr-energy.jp/energy-journal-de-jp/>
（令和三年一月十三日（水）午前十時から
令和三年一月十二日（金）午後五時まで）

六、意見書の提出
関係保全の観点からの意見をお持ちの方は、縦覧に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）を記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます。意見書は縦覧に添付くださるか、令和三年一月二十六日（金）までに八の問い合わせ先へ郵送ください。（当日消印有効）

七、住民説明会の開催
【佐久間地区】
日時 令和三年一月三十日（土）午前十時～午後十二時
場所 佐久間歴史と民謡の郷会館 大ホール
【水窪地区】
日時 令和三年一月三十日（土）午後二時～午後四時
場所 水窪文化会館 ホール
【青野地区】
日時 令和三年一月三十一日（日）午前十一時～午後十二時
場所 青野文化センター 集会場兼体育館
※三会場ともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、当日、連絡先の「記入をお願いします。発熱、咳等の症状のある方、陽性者及び濃厚接触者で一定期間を経っていない方は出席をお控えください。また、マスクの着用、会場入口での検温及び手指の消毒、開閉を待てるの密着等にご協力をお願いします。今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、住民説明会を中止する可能性もありますので、ご了承ください。問い合わせ先（意見書の提出先）
〒一〇五・〇〇〇四
東京都港区新橋二丁目三番 四号 田村町ビル九階
J R東日本エネルギー開発株式会社
電話〇三・六二六・六〇七六 午前十時から午後五時まで
（担当 総務部 広報担当）

静岡新聞（令和3年1月13日（水））

「お知らせ」
「環境影響評価法」に基づき、「仮称」天竜風力発電事業「環境影響評価方法書」を縦覧いたします
令和三年一月十三日

一、事業者の名称 J R東日本エネルギー開発株式会社
代表取締役社長 中島 等
主たる事務所の所在地 東京都港区新橋二丁目三番 四号
二、対象事業の名称（仮称）天竜風力発電事業
三、発電所の原動力の種類 風力（陸上）
四、発電所の規模 最大発電出力二万六千キロワット
五、対象事業実施区域 静岡県浜松市天竜区の天竜スーパー林道沿いの線路上
六、関係地域の範囲 静岡県浜松市
七、縦覧の場所 浜松市役所環境政策課、浜松市役所市政情報室、天竜区役所、水窪協働センター、佐久間協働センター、龍山協働センター、青野協働センター、城西ふれあいセンター、山香ふれあいセンター、佐久間図書館、水窪図書館、龍山森林文化会館、青野文化センター
縦覧の間 令和三年一月十三日（水）から
令和三年一月十二日（金）まで
縦覧の時間 午前八時半から午後五時十五分まで
（土・日・祝日を除く。ただし、佐久間図書館、水窪図書館、龍山森林文化会館、青野文化センターについては、施設の閉館時間及び閉館日に準ずる。）
電子縦覧 <http://www.jr-energy.jp/energy-journal-de-jp/>
（令和三年一月十三日（水）午前十時から
令和三年一月十二日（金）午後五時まで）

六、意見書の提出
関係保全の観点からの意見をお持ちの方は、縦覧に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）を記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます。意見書は縦覧に添付くださるか、令和三年一月二十六日（金）までに八の問い合わせ先へ郵送ください。（当日消印有効）

七、住民説明会の開催
【佐久間地区】
日時 令和三年一月三十日（土）午前十時～午後十二時
場所 佐久間歴史と民謡の郷会館 大ホール
【水窪地区】
日時 令和三年一月三十日（土）午後二時～午後四時
場所 水窪文化会館 ホール
【青野地区】
日時 令和三年一月三十一日（日）午前十一時～午後十二時
場所 青野文化センター 集会場兼体育館
※三会場ともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、当日、連絡先の「記入をお願いします。発熱、咳等の症状のある方、陽性者及び濃厚接触者で一定期間を経っていない方は出席をお控えください。また、マスクの着用、会場入口での検温及び手指の消毒、開閉を待てるの密着等にご協力をお願いします。今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、住民説明会を中止する可能性もありますので、ご了承ください。問い合わせ先（意見書の提出先）
〒一〇五・〇〇〇四
東京都港区新橋二丁目三番 四号 田村町ビル九階
J R東日本エネルギー開発株式会社
電話〇三・六二六・六〇七六 午前十時から午後五時まで
（担当 総務部 広報担当）

中日新聞（令和3年1月30日（土））

【お知らせ】
「環境影響評価法」に基づく、「（仮称）天竜風力発電事業 環境影響評価方法書」説明会日程を変更いたします。

令和三年一月十三日付で本紙にてお知らせしました表題の方法書の説明会につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、次のとおり延期させて頂きます。

令和三年一月三十日

一、住民説明会日程の変更

佐久間地区

日時【変更前】令和三年一月三十日（土）午前十時～午後零時
日時【変更後】令和三年二月十三日（土）午前十時～午後零時
場所 佐久間歴史と民話の郷会館 大ホール

水窪地区

日時【変更前】令和三年一月三十日（土）午後一時～午後四時
日時【変更後】令和三年二月十三日（土）午後一時～午後四時
場所 水窪文化会館 ホール

春野地区

日時【変更前】令和三年一月三十一日（日）午前十時～午後零時
日時【変更後】令和三年二月十四日（日）午前十時～午後零時
場所 春野文化センター 集会所兼体育館

※三会場ともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、当日、連絡先のご記入をお願いします。発熱、咳等の症状のある方、陽性者及び濃厚接触者で一定期間を経過しない方は出席をお控えください。また、マスクの着用、会場入口での手指の消毒、問合を控えての参席等にご協力をお願いします。

今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、住民説明会を中止する可能性もありますので、ご了承ください。

二、事業者の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地
代表取締役社長 中島 等
JR東日本エネルギ開発株式会社
東京都港区新橋三丁目二番一四号

三、対象事業の名称
主たる事務所の所在地
代表取締役社長 中島 等
（仮称）天竜風力発電事業
（仮称）天竜風力発電事業
風力（陸上）
最大発電出力三万六千キロワット
静岡県浜松市天竜区の天竜スーパール林道沿いの橋線上

四、対象事業実施区域
静岡県浜松市天竜区
道沿いの橋線上
静岡県浜松市

五、関係地域の範囲
問い合わせ先
〒105-0004
東京都港区新橋三丁目二番一四号 田村町ビル九階
JR東日本エネルギ開発株式会社
電話〇三六二〇六〇七六 午前十時から午後五時まで
（担当 総務部 広報担当）

静岡新聞（令和3年1月30日（土））

お知らせ
「環境影響評価法」に基づく、「（仮称）天竜風力発電事業 環境影響評価方法書」説明会日程を変更いたします。

令和三年一月十三日付で本紙にてお知らせしました表題の方法書の説明会につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、次のとおり延期させて頂きます。

令和三年一月三十日

一、住民説明会日程の変更

佐久間地区

日時【変更前】令和三年一月三十日（土）午前十時～午後零時
日時【変更後】令和三年二月十三日（土）午前十時～午後零時
場所 佐久間歴史と民話の郷会館 大ホール

水窪地区

日時【変更前】令和三年一月三十日（土）午後二時～午後四時
日時【変更後】令和三年二月十三日（土）午後二時～午後四時
場所 水窪文化会館 ホール

春野地区

日時【変更前】令和三年一月三十一日（日）午前十時～午後零時
日時【変更後】令和三年二月十四日（日）午前十時～午後零時
場所 春野文化センター 集会所兼体育館

※三会場ともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、当日、連絡先のご記入をお願いします。発熱、咳等の症状のある方、陽性者及び濃厚接触者で一定期間を経過しない方は出席をお控えください。また、マスクの着用、会場入口での手指の消毒、問合を控えての参席等にご協力をお願いします。

今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、住民説明会を中止する可能性もありますので、ご了承ください。

二、事業者の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地
代表取締役社長 中島 等
JR東日本エネルギ開発株式会社
東京都港区新橋三丁目二番一四号

三、対象事業の名称
主たる事務所の所在地
代表取締役社長 中島 等
（仮称）天竜風力発電事業
（仮称）天竜風力発電事業
風力（陸上）
最大発電出力三万六千キロワット
静岡県浜松市天竜区の天竜スーパール林道沿いの橋線上

四、対象事業実施区域
静岡県浜松市天竜区
道沿いの橋線上
静岡県浜松市

五、関係地域の範囲
問い合わせ先
〒105-0004
東京都港区新橋三丁目二番一四号 田村町ビル九階
JR東日本エネルギ開発株式会社
電話〇三六二〇六〇七六 午前十時から午後五時まで
（担当 総務部 広報担当）

静岡新聞（令和3年3月1日（月））

[illegible]

(JR 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト)

JR東日本エネルギー開発株式会社
(株) JR東日本エネルギー開発
English

[会社概要](#)
[ミッション](#)
[経営の理念](#)
[交通アクセス](#)
[お問い合わせ先](#)
[採用情報](#)

環境アセスメントについて INFORMATION

「（仮称）天竜風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について」

「（仮称）天竜風力発電事業に係る環境影響評価方法書」（以下、方法書）を、環境影響評価法に基づき公表します。

終了しました。

※左添付は、2021年1月13日（水）午前10時00分～2021年3月15日（月）午後05時00分までの期間中は閲覧が可能です。（延長しました）
※当ウェブページ以外での開封、複製等を認めるものではありません。
※当該ウェブサイト上で閲覧期間中であっても、使用上のノウハウ、ノウハウインが対価としていない場合は表示できません。
※方法書開封時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。
※ダウンロードしての開覧や印刷することはできません。

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況（自然状況等）

第4章 対象事業実施区域及びその周辺の概況（社会的状況）

第5章 計画に定める計画地帯内における調査、予測及び評価の結果

第6章 計画に定める計画地帯内における調査、予測及び評価の結果

第7章 その他関係事項を含む事項

第8章 環境影響評価を実施する事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第9章 環境影響評価法に基づく意見の提出について（意見書様式）

方法書の縦覧

縦覧場所
油谷市役所環境政策課
油谷市役所市民センター
天竜区役所
水戸臨海センター
佐久間協働センター
龍山臨海センター
森野協働センター
城山小丸あひセンター
山形小丸あひセンター
佐久間南郷
水戸臨海館
龍山森林文化会館
森野文化センター

縦覧期間：2021年1月13日（水）～ 2021年3月15日（月）（延長しました）
（土・日・祝日を除く）ただし、休館日を除く。水戸臨海館、龍山森林文化会館、森野文化センターについては、施設の開放日に準ずる。）

意見書には、必ず住所・氏名（法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）をお書きください。
環境影響評価方法書に対する意見の内容及びその理由を詳しくご記入ください。
住所、氏名、対象方法書の名称、意見の内容及びその理由を記入し、お名前、住所、電話番号、Eメール等の連絡先を明記してください。
また、電子メールでも受け付けます。

お問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社 担当：総務部 広報担当
TEL：03-6206-6076
時間：午前10時から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く）

[前のページに戻る](#)

[ページトップに戻る](#)

プライバシーポリシー | サイトマップ

Copyright © JR EAST Energy Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

意見記入用紙

【意見書の送付先】 〒105-0004 東京都港区新橋 3-3-14 田村町ビル 9 階
JR 東日本エネルギー開発株式会社 総務部 広報担当
TEL：03-6206-6076 E-mail：q-ten2-jed@jr-energy.co.jp

【意見書の提出期限】 令和3年3月29日(月)〔当日消印有効〕

令和 年 月 日

お 名 前
法人その他の団体にあっては、
法人名・団体名、代表者に氏名

ご 住 所
法人その他の団体にあっては、
主たる事務所の所在地

[illegible]

注: なお、ご記入頂いた情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適正に取り扱うことと致します。
また、環境影響評価法に基づく手続きのみに使用し、他の目的に使用することはございません。